

高砂市農業委員会「農業委員」募集要項

1 募集人数 14人

2 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分 高砂市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

毎月開催される農業委員会の総会等に出席し、農地の権利移動の許可等に関する審査及び決定を行うとともに、農地利用最適化推進委員等と連携し、次のような活動を行います。(年間の活動日数はおよそ70日程度。土日以外の平日も活動いただきます。)

- (1) 農地等の利用の最適化の推進
- (2) 農地パトロール(農地利用状況調査)
- (3) 農業者の意向確認などの調査
- (4) 農地中間機構との連携
- (5) その他農業委員会が必要とする活動

5 報酬 月額 45,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下これらの者を「暴力団員等」といいます。)

なお、次の者については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)以外の法律により農業委員との兼職が禁じられております。

- ・衆議院議員及び参議院議員(国会法(昭和22年法律第79号)第39条)
- ・固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会の委員(地方税法(昭和25年法律第226号)第406条第1項第2号・第425条第1項第3号)

- ・高砂市公平委員会委員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第9項）
- ・教育委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条）

7 推薦及び応募に係る手続等

(1)に定める指定様式に必要事項を記入の上、(2)のアからウまでに掲げる添付書類を添えて、郵送又は持参により農業委員会事務局まで御提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、御了承ください。また、農地利用最適化推進委員にも申込みはできますが、兼任はできません。

(1)提出書類

農業者、農業者が組織する団体その他の関係者のうち、個人である者が推薦する場合	高砂市農業委員会の委員候補者 推薦書（個人用）（様式第1号）
農業者、農業者が組織する団体その他の関係者のうち、法人又は団体であるものが推薦する場合	高砂市農業委員会の委員候補者 推薦書（法人・団体用）（様式第2号）
応募する場合	高砂市農業委員会の委員候補者 応募申込書（様式第3号）

※ 上記の書類については、農業委員会事務局の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

《高砂市ホームページ》<https://www.city.takasago.lg.jp/> の「ページID検索」にID番号「8463」を入力し、ダウンロードしてください。

(2) 添付書類

- ア 推薦を受ける者又は応募する者の住民票の写し（本籍と戸籍の筆頭者が記載された発行後3箇月以内のもの）
- イ 推薦を受ける者又は応募する者が農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定の適用を受けず、農業委員の資格を有する者である旨を記載した誓約書及びその旨を市長が確認することの同意書
- ウ 推薦を受ける者又は応募する者が暴力団員等に該当しない者である旨を記載した誓約書及びその旨を市長が確認することの同意書

8 推薦及び応募の受付期間

令和8年2月24日（火）から同年3月31日（火）まで 【必着】

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出してください。

9 選考方法

高砂市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）を開催し、提出された書類を基に評価を行います（その評価の際、必要に応じて面接を行うことがあります。）。

市長は、評価委員会の評価を参考に農業委員とすべき者を決定し、市議会の同意を得た上で、農業委員を選任します。

なお、選考結果は、推薦を受けた者及び応募した者の全員に文書で通知します。

10 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、市のホームページで次に掲げる事項を公表します。

- (1) 推薦をした者（個人である場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をした者（法人又は団体である場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数並びに構成員の資格及び要件
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況及び認定農業者等（農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者をいいます。以下同じ。）であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をした者が推薦を受けた者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募した者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11 問合せ及び提出先

高砂市農業委員会事務局（高砂市役所本庁舎3階）

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話 079-443-9059（直通）

FAX 079-442-2229